

平成27年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年6月12日 午前8時56分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

1. 岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入について（進捗状況報告）
2. 可児市都市計画マスタープランの策定について
3. 「可児市かわまちづくり基本構想・基本計画」策定について
4. いじめ防止専門委員会活動状況の報告について
5. KYBスタジアムの利用状況について
6. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」等について

協議事項

1. 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員（6名）

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	小川富貴	委員	中村悟
委員	山根一男	委員	澤野伸

6. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	莊加淳夫	建設部長	村瀬良造
水道部長	三好英隆	地域振興課	村瀬雅也
人づくり課	川合俊	環境課長	高野志郎
スポーツ振興課長	長瀬繁生	都市計画課長	田上元一
都市整備課長	佐合清吾	建築指導課長	守口忠志
用地課長	田中正規	水道課長	古山秀晃
下水道課長	佐橋猛		

7. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊ちえ	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

開会 午前 8 時56分

委員長（板津博之君） 若干定刻よりは早いですけれども、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

報告に先立ちまして、平成27年4月に人事異動がありましたので、建設市民委員と異動のあった部課長の皆さんにそれぞれ一言御挨拶をいただきたいと思います。

では、まず委員長の私から挨拶をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。

建設市民委員長の板津でございます。今回もバラ議会ということで、我々の任期もあとわずかではございますけれども、また今回付託議案が一つもないということですので、報告事項のほうが大変きょうはもうございますので、最後まで委員会としてしっかりと報告をお聞きして審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

副委員長（山田喜弘君） 副委員長の山田です。よろしくお願いいたします。

委員（中村 悟君） 中村です。よろしくお願いいたします。

委員（澤野 伸君） 澤野です。引き続きよろしくお願いいたします。

委員（山根一男君） 山根一男です。よろしくお願いいたします。

委員（小川富貴君） 小川と申します。よろしくお願いいたします。

委員長（板津博之君） じゃあ、執行部のほう、順次お願いいたします。

水道部長（三好英隆君） おはようございます。

平成27年4月から水道部長になりました三好英隆と申します。よろしくお願いいたします。

水道部は今回が初めてでございますけど、水ですので入り口から出口まで、市民のために一生懸命職務を果たしますので、よろしくお願いいたします。

市民部長（莊加淳夫君） おはようございます。

市民部長の莊加でございます。守備範囲が大変広うございますが、前向きに攻める姿勢で務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

建設部長（村瀬良造君） 建設部長の村瀬でございます。

きょうはこの場をかりまして、少しお礼を述べさせていただきたいと思っております。

議会の当初から、市道56号線の用地買収に関しまして皆様方に大変な御配慮をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、当期手続、各残金の支払い等つつがなく終了したことを御報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

都市計画課長（田上元一君） おはようございます。

この平成27年4月から都市計画課長を拝命しました田上でございます。平成27年3月までは収納課長でお金の入りのほうを担当させていただいておりました。平成27年4からは使うほうということになりますが、市民の方の大切な税金ですので、使うほうもしっかりと使

っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

水道課長（古山秀晃君） おはようございます。

今年度より新任で水道課長としてお世話になります古山です。水道課はかれこれ11年目の経験になりますけれども、今後ともよろしくお願いします。

地域振興課長（村瀬雅也君） おはようございます。

地域振興課の村瀬と申します。昨年までは経済政策課でお世話になっておりました。どうぞよろしくお願いします。

人づくり課長（川合 俊君） おはようございます。

人づくり課長の川合でございます。2年目になりました。よろしくお願いします。

用地課長（田中正規君） おはようございます。

用地課長の田中でございます。先ほど部長のほうからもお礼を申し上げましたけれども、私のほうからもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

去年までは水道課のほうでお世話になっておりましたけれども、今年度から用地課長でございます。精いっぱい頑張りますのでよろしくお願いします。

下水道課長（佐橋 猛君） おはようございます。

全くの新任でございますが、下水道課長の佐橋です。よろしくお願いいいたします。

都市整備課長（佐合清吾君） おはようございます。

都市整備課の佐合と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長（板津博之君） では、以降の議事については、担当の部長・課長のみで協議を行いますので、担当外の部長・課長は御退席ください。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時02分

再開 午前9時03分

委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続きこれより報告に入ります。

報告事項1．岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入について（進捗状況報告）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市整備課長（佐合清吾君） 資料ナンバー1をごらんください。

岐阜県総合教育センター可児分室跡地の購入につきましては、K Y B スタジアムに隣接しておるということで、今まで購入についていろいろ御説明させていただいております。

この案件につきましては、本年の3月の建設市民委員会にて既に報告をさせていただいておりますが、平成27年5月に岐阜県へ財産の売り払い申請書を土地開発公社から提出いたしました。面積につきましては、5万1,733.64平米でございます。

今後につきましては、6月下旬に開かれる予定の岐阜県議会で売り払いについての議決が行われた後、可児市土地開発公社にて購入を予定しております。以上でございます。

委員長（板津博之君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

では、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時04分

再開 午前 9 時05分

委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項 2 . 可児市都市計画マスタープランの策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長（田上元一君） それでは私のほうから、資料ナンバー 2 . 可児市都市計画マスタープランの策定についてということで御説明を申し上げます。

まず、都市計画マスタープランとは何かということで、少し御説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけがございます法定計画でございます。この都市計画法第18条2の表題は、市町村の都市計画に関する基本的な方針というふうになってございます。マスタープランと呼んでおりますが、すなわちこれは基本的な方針というふうに御理解いただければよく、都市計画マスタープランとは、都市計画における基本的な方針ということになります。

同じ都市計画法の第18条の2第1項では、市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備・開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとさせていただきます。議会の議決を経て定められた当該市町村の基本構想、これはいわゆる総合計画の基本構想のことでございます。

また、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針というのは県が、うちでいうと岐阜県ですけれども、都市計画区域ごとに定める県の都市計画のマスタープラン、これを区域マスタープラン、略して区域マスというんですけれども、市町村の都市計画のマスタープランというのは、これら上位計画に即したものでなければならないということになっております。

そして、都市計画マスタープランには、まずまちづくりの方向性、ビジョンを掲げ、それに向かってあるべき市街地像を示すということと、地域ごとのまちづくりの整備方針を定めることというふうになってございます。これが、都市計画のマスタープランということになっています。

そして、都市計画法第18条の第4項では、市町村が定める都市計画は基本方針に即したものでなければならないというふうになってございまして、市町村が定めます都市計画、例えば用途地域などの地域地区であるとか、あるいは都市計画道路や都市計画公園といった都市施設、区画整理などの市街地開発事業などの具体的な都市計画の決定作業はこうした都市計

画のマスタープランに即したものでなければならないというふうにされておりまして、平たくいいますと、都市計画マスタープランは都市計画の分野における総合計画のようなものというふうに御理解いただければと思います。

そこで、現行の可児市の都市計画マスタープランでございますが、これは平成27年度を目標年次といたしまして、平成9年に策定をされ、そして平成17年に中間見直しを行ったものが現在の都市計画マスタープランでございます。一般的な都市計画といいますと、20年先を見据えた計画というふうにされておりまして、現在の計画もおおむね20年後を見据えて策定しまして、中間年で見直しがなされたものというふうになってございます。

また、現行の可児市都市計画マスタープランは、法の規定にあるとおり、都市全体のまちづくりのビジョンを示しました全体構想と、地域ごとのまちづくりの方向性を示した地域別構想により構成をされておるところでございます。

今年度より見直しに着手をいたします新たな都市計画マスタープランにつきましては、前年度、平成26年度に、これも法の規定によりますところの都市計画の基礎調査というものを行っておりますが、そうした結果を受けまして、今年度から2年間をかけて策定いたすものでございます。

ちなみに、先ほど申し上げました上位計画でございます総合計画につきましても、今年度、第四次総合計画の後期基本計画を策定するという予定でございますし、また地方創生に係ります可児市人口ビジョンや総合戦略も今年度策定予定ということで、こうした上位計画とリンクをさせながら策定をしていきたいというふうに考えております。

また、関連計画でございます農業振興地域整備計画についても、今年度見直しの予定でございます。そうした関連計画とも整合を図りながら策定を進めていく予定でございます。

お配りをしております資料でございますが、表面の下段の図では、都市計画マスタープランについての全体構想と、それから地域別構想から成り立っているということを示させていただいております。

また、裏面でございますが、都市計画マスタープランの構成につきましては、都市計画基礎調査などによる現状分析や上位計画や関連計画を踏まえながら、全体構想として都市づくりの理念と目標から都市防災の方針までを定めると。そして、地域別構想として、地域別の整備方針を定めることなどを示しているところでございます。

最後に策定スケジュールでございますが、今年度は全体構想、そして平成28年度は地域別構想を策定していきたいというふうに考えております。

庁内の体制といたしましては、係長クラスでの作業部会等、課長クラスでの策定委員会を設けて原案を作成していく予定でございます。

また、市民の皆様の意向の反映という部分では、今年度、総合政策課で実施をいたします人口ビジョンと総合戦略に関するアンケートに都市計画マスタープランに関する内容も盛り込むこととしております。そして、次年度、地域別構想案の段階では、地域別の説明会、さらには最終的な案ができた際には、パブリックコメントという形で市民の皆様の御意見を反

映するという形をとらせていただきたいと思います。

また、可児市の都市計画審議会というのが決定機関でございますので、都市計画審議会のほうには随時情報を流しながら、そして御意見をいただきながら最終決定をしていきたいというふうに考えております。

まだこの段階でございますが、概略の説明ということで説明を終わります。以上でございます。

委員長（板津博之君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

副委員長（山田喜弘君） 1点だけ、日本全国どこでも人口減少ということの課題があると思いますが、先ほど上位計画で総合戦略、これが人口をふやすというような政策をとったときに、仮定の話です、とったときに、でも現実には人口が減っていくという話になると、その辺の整合性というのはどのようにとっていかなあかんと思っているのでしょうか。

都市計画課長（田上元一君） ちょうど今準備段階で、私ども都市部局と、それから副委員長がおっしゃったように、総合政策の部局、それから農の部局と七、八回実は打ち合わせをしております、実際に全体としては人口は減っていくだろうというトレンドは変わらないだろうと。しかし、その一方で、これから可児市が魅力あるまちということで、新たに人を呼び込むということを考えなくてはいけないということも同時にお話しております。それが今の用途地域や、あるいは都市戦略とリンクをするものなのか、新たなところに新たな市街地を形成していくものなのか、それはこれからの話になってきますが、全体としては微減ぐらいで何とか抑えられないのかなあというのが共通の認識ではあります、これから人口ビジョンの中で人口推計が出た、あるいはそういうところで整合を図っていきたいというのが今の段階での考え方です。以上です。

委員（小川富貴君） 先ほどの御説明の中で、都市計画マスタープランの内容ということに言及されましたけれど、例えば都市計画マスタープランの内容はどういったものが上げられるのか、御紹介ください。

都市計画課長（田上元一君） 資料の裏面のほうにございますが、ちょっとわかりにくいですが、2つ目の四角です。都市計画マスタープラン本編というのがございますが、上位計画や関連計画の解析等を受けて本編をつくってまいります。

本編には、先ほども申し上げましたように、全体構想と地域別構想というふうになります。大きな箱でいうと、左側が全体構想というふうに御理解いただきたいと思います。都市全体としての理念や目標、それから将来的な、先ほど副委員長からもございましたが、人口フレームの設定、それから将来都市像の設定、そして都市整備の方針、さらにはるありますが、そうしたものを全体の構想として定めていくということになります。

これを受けまして、地域別にはそれぞれの地域ごとに具体的な整備方針というものを掲げている、こんなものが、1冊になったものが本編ということで御理解いただければと思いま

す。以上でございます。

委員（小川富貴君） 例えば可児市では、過去、駅前の土地区画整理ですとか、西可児の土地区画整理、あれも大きな流れの中で行われたと思うんですが、また物すごく小さいエリアの話になるかもしれませんけれども、例えば今櫻ヶ丘の開発が進んでいますよね。あのままああいう形で開発していってしまったら、残地がどうしてもなくなるんじゃないかという話が出ているんです。ああいうものこそ区画整理の国の手法を利用してやるべきだという声が上がっているんですけど、こういったことも検討をされるんでしょうかね。

都市計画課長（田上元一君） 現行の桜ヶ丘ハイツにつきましては、委員御案内のとおり、第一種低層住居専用地域、緑色を塗ってあるというのが御案内のとおりですし、櫻ヶ丘の地域についても、基本的には第一種低層住居専用地域という用途地域の色になっています。

それで、現在これは私どもというか、建築指導課の守備範囲になりますが、個別な開発案件ということで協議に上がって、それを協議しているというのが今の段階です。私どもとしては、現状の第一種低層住居専用地域がその地域として、それから桜ヶ丘ハイツ全体として、さらには可児市全体から見て適当な場かどうなのかというのを、今年度、来年度としっかり検討していきたいと。そして、地域の皆様の声を聞きながら検討していきたいというふうに思っております。

ですので、委員がおっしゃった具体的な手法は今この場では申し上げられませんが、例えば定量的な基礎調査の結果からこれぐらいのボリュームが要するというのももちろんありますが、一方で地域の方々の御意向とか、そういうものをはかりながら具体的な整備手法というものを検討していくということになりますので、それが都市計画マスタープランのほうにある程度関連されるということになりますので、現段階で何かということはいませんが、それは恐らくその地区だけのことでなくて、桜ヶ丘ハイツ全体でどう考えるか、あるいは可児市全体でどう考えるかという観点から、まさにこの都市計画マスタープランの中で考えていくということになるかと思います。

委員（山根一男君） この文面の中に、10年、20年という話ですけれども、これは平成28年までにさらに20年後という形でできてくるのか、あるいはそれも含めてこれから検討なんでしょうか。

都市計画課長（田上元一君） 通常、先ほど申し上げましたように、都市計画の考え方として、20年先を見越して計画をつくりましょうというのがございます。

ただ、委員御指摘のとおり、今、20年先ってわからないよねという話の中で、現実的なところとしては、10年先かなあと我々としては考えています。当然ながら総合計画等につきましても、ほぼ10年サイクルというような形でありますので、大きな理念としては20年というのを掲げますが、具体的な整備方向については10年先ぐらいが一つの目指すところではないかなあというふうに現状では考えております。以上でございます。

委員（澤野 伸君） 小川委員の関連なんですけれども、現状の用途指定の変更とか、例えば範囲の変更、また農業振興地域等々の解除等も含めて、現状にあるものの変更の可能性と

というのはかなりあるように今印象を受けたんですけれども、地域とは余りそれを、利害関係がいろいろあると思うんですよね。そういったものを説明会等々で吸収してやろうと思うと、大もとの部分の計画と大分乖離してくる部分が生じる可能性もあると思うんです。それで、その用途指定の変更、範囲の変更等々も含めて、どの程度のお考えがあるのか、ちょっとお聞かせください。

都市計画課長（田上元一君） 実は、都市計画課で今都市計画のマスタープランというのはつくっておりますが、同様に産業振興課のほうで農業振興地域の計画を今年度つくるということになっております。我々の都市計画法の1つ目には国土利用計画法というのがございまして、都市地域、農業地域、森林地域というような形で、いわゆる国でいうところの取り合いみたいなところになるんです。用途地域というのはいわゆる都市側の戦略ですし、農業振興地域というのは農側の戦略になります。それぞれのせめぎ合いのところになりますので、我々のほうが攻めていくということは、当然ながら農業振興地域のほうが引くという形になりますので、我々の思いだけで用途地域を拡大するとかいうことが簡単にできるかという、実はそう簡単ではないということであります。

一方で、農側にすれば、今農業環境というのは非常に厳しい中ですので、簡単にそれを引くということはもちろんできないというふうに思います。恐らく、もちろん都市計画の用途地域というのは県の審議会にもかけながらということですので、いわゆるテクニカルな基準というのはしっかりあります。用途地域、市街地だとヘクタール何十人以上住んでいなくちゃいけない、そういうのはきちんとあります。そうしたものがきちんとあるかどうかということですし、あと、例えばある種の開発、先ほど澤野委員もおっしゃった区画整理とか、そういった事業とリンクしているかどうかとか、そういうこともあります。そうしたものが重層的に重なって、いろんな要素が重なって初めて用途の入れかえなりができると思いますので、現状の用途が決して簡単なものではないと。現状の用途が決められた経緯というのは非常に重たいですので、恐らく澤野委員がおっしゃったように、個別の案件でぐちゃぐちゃならないようにというのは我々のほうも気をつけていきたいと思いますが、地域の方々にはこの地域を本当にどうしていきたいのかというようなことで、その理念的なものとか、方向性的なものというのをしっかりと伺いするという予定ですし、さらにその上で何か整備方法、あるいはこんなことを考えているんだというものがあるようでしたら、そういうものはしっかりと計画の中に入れ込んでいくというような形にしたいなあというふうに思っております。以上でございます。

委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので質疑を終わります。

続きまして、報告事項3。「可児市かわまちづくり基本構想・基本計画」策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長（田上元一君） それでは引き続きまして、資料ナンバー 3、「可児市かわまちづくり基本構想・基本計画」策定についてということで御説明をしたいと思います。

こちらも今年度予算のほうをいただいて、今策定の作業に入っているところですので、今の現状を御報告させていただきたいというふうに思います。

もう既に予算のところの説明があったかと存じますが、まず振り返りということで、かわまちづくり事業とは何かということで、御説明を申し上げたいと思います。

これは、平成21年度に国土交通省が創設をした支援制度でございます。国等が管理をします河川において、水辺とまちが融合した良好な空間を形成することで、よりよいまちづくりや地域活性化を目指す市町村の取り組みを国が総合的に支援していくというものでございます。当該市町村、それから河川管理者、さらには地元住民の皆様の話し合い等々によりまして、かわまちづくりの基本構想・基本計画を策定し、河川管理者側としては、例えば治水や利水の整備を優先的に推進することができる。これは、例えば護岸の整備であるとか、堤防道路の整備ということですが、そうしたものが優先的にできるようになると。

一方で、市町村や地元住民の方々にとってはこの計画を策定することにより、河川管理者との協議上の許可基準のハードルが若干なりとも下がるようなことがあり、水辺を利用したまちづくりを容易に進めることができるようになるというような関係性がございます。

そうした河川管理者、そして地元自治体、住民の皆さんそれぞれがウイン・ウインの関係で、水辺空間の整備・利活用を図っていくための計画として、かわまちづくり基本構想・基本計画を策定するものでございます。

御案内のとおり、木曽川左岸におきましては、今渡・土田両自治連合会が中心となりまして遊歩道を整備され、地域住民の皆さんの憩いの場、それから健康づくりの場を提供されているのは御案内のとおりでございます。また、もう少し下流におけます可児川の合流部におきましては、可児川下流域自然公園といった豊かな自然景観が広がっており、ここでも多くの市民の方々が活動されておられます。

さらに、当該地区は可児市が進めておりますKルートモデルコースであったり、観光グランドデザインの一翼を担っていると。また、土田渡の多目的広場の計画があったり、さらには昔ながらの中山道の宿場町の面影を残した町並みがあったり、あるいは民間の観光施設があったりと、まさに自然や歴史・文化、観光が融合したエリアというふうに考えております。既に多くある資源や市民の皆さんの知恵を生かしながら、可児市にふさわしいかわまちづくりを策定していきたいというふうに考えております。

資料表面の下段がおおむねのエリアを示したものでございます。木曽川沿いだけでなく、今渡から土田地区の広い地域を対象とした計画としていきたいというふうに考えております。また、対岸の美濃加茂市との連携も大切な要素ではないかなというふうに考えております。

裏面のほうでは、計画の構成と、それからおおむねの策定のスケジュールを示しております。こちらの計画も今年度から2カ年をかけて策定をする予定でございまして、今年度は基

本構想を、そして平成28年度は基本計画を策定することとなっております。今年度の基本構想においては、住民アンケートを実施したいと思っておりますし、また既に地域で活動されてみえる多くの方々との懇談、話し合いというものも特に重視をしまして、地域の皆さんの声をしっかりと計画に反映していきたいというふうに考えております。平成28年度には、基本構想を受けた基本計画を予定しておりますが、計画の決定機関としては、関係者による新たな協議機関を設置しまして、計画の内容を審議していただく予定でございます。

ちょうど可児市では、先ほども申し上げましたが、今年度観光経済部を新設して、観光の活性化、それから交流人口の増加というものを目指しているということや、また地方創生や総合戦略といった面からも、実は非常に先駆的な計画ではないかなあというふうに考えておりました、この計画を進める中で、可児市としての観光交流の戦略をしっかりと進めてまいりたいと思っております。議会のほうにも逐次御報告しながら計画を進めていきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

委員（中村 悟君） 確認というか、質疑ですね。

この制度は、具体的に、例えば通常だと何か計画をして申請すると助成金がもらえるとかというのではなくて、あくまでもここに書いてあるいろんな面での情報が入ったりとか、ちょっとした便宜が受けやすくなるよとか、そういう制度だということですか。お金がどうのこうのということではないということかどうかということと、もう1つは、木曽川のこれはいいなあと思いますが、例えば可児川なんかはこういう制度というか、可児川周辺のこともやれるのかなということをお伺いしたいなあと思います。

都市計画課長（田上元一君） まず1点目、この計画を仕上げました後にということになりますが、国土交通省のほうにかわまちづくりの登録という作業を目指しております。木曽川沿いでの可児市のかわまちづくりを国土交通省に登録して認定されると。そのことによって、国サイドでの事業の推進、それから市町村が考える事業、それぞれが若干なりともハードが下がる。あるいは、地域の皆様にとってはイベントをやったりとか、そういったものもいろいろ活性化していくというようなことで、国としてもここをしっかりと注目されるということにもなりますし、そうした意味では非常に大きなものではないかなあというふうに思っております。

それから、2点目の可児川についてということですが、国の意向としては、直轄の国の河川じゃないところについても対象となるというふうには伺っておりますので、他地区においては国の直轄河川ではない河川についても対象となっているところはあるというふうに聞いております。

ただ、可児川については、実は従前に、これは岐阜県でありますけど、ふるさと川とか、そういった整備もございますので、我々としては次の段階というふうに考えておりますが、決して対象にならないものではないというふうに認識しております。以上でございます。

委員（小川富貴君） ごめんなさい。今、中村さんの質問の中で、いわゆる何かをやるとき
の助成金なんかにつながってくるのかということの意味合いがあったと思うんですけれど、
そこら辺はどうなんでしょうか。

都市計画課長（田上元一君） 直接補助金がありてくるとか、助成金がありてくるというこ
とは基本的にはないというふうに考えております。

一方、当然ながら河川区域で何かをやろうというときには、河川管理者の許可であったり
とか、あるいは占用であったりとか、さまざまな作業が必要になります。実際に、木曾川左
岸遊歩道友の会の方々も河川整備をしながら大変なハードルを越えてあそこまでの作業をさ
れたわけですけれども、あそこまでいって、実は国土交通省も非常に今はどんどんやってく
れというふうに態度が変わったんです。そういうことで本当に地域の皆様が川を愛し、そし
て地元を愛するということに対して、国として一生懸命応援していこうという体制ですので、
本当にまさにモデル地区というか、さらに可児市で言えば、あそこは既に先行しております
ので、それをさらに進めていくという意味ではすごい応援団になるのではないかなと、そん
なふうに考えております。以上です。

委員（小川富貴君） 観光交流も目的の一つというふうにしていらっしゃるときに、私前か
ら思っていたんですけど、私、可児川沿いをいつも歩くんですけど、カワセミが多いん
ですよ。本当にカワセミが結構いるんです。かわまちづくり、カワセミを名称に入れたよ
うな計画を、前、議会の懇談会のときも、参加者の中でカワセミが多いよねという話になっ
たんです。ぜひ何かで覚えておいてくださって、交流のときにきっと役に立つんじゃないか
と思うんです。私たちには当たり前なのが、よそから来た人にとっては物すごい大きな資
源だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

都市計画課長（田上元一君） ありがとうございます。

実は、これも情報提供でございますが、ことしの3月に名鉄電車の企画で、JR東海でい
うとさわやかウォーキングみたいなやつなんですけど、それが実は企画をされまして、日本
ライン今渡の駅において、鳩吹山遊歩道を渡ってそのまま土田へ行って、民間の施設でちょ
っと一服されて、可児川駅から帰るというルートだったんですけど、3,000人近い人がお見
えになったということで、我々にとっては本当に何げない場所、なれてしまった場所ですけ
れども、都会の方々にとってはすばらしい資源だということを口々におっしゃっていらっし
やいました。

つまり、そうした資源というものがいっぱいあるんだということが改めてわかりますので、
そうしたものを我々も改めて発見をする。そして世界に、世界というところとちょっとあれですけ
ど、日本中に発信をしていくというためにも大変いい計画ではないかなというふうに考えて
おります。以上です。

委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので質疑を終わります。

では、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時32分

再開 午前 9 時34分

委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項 4 . いじめ防止専門委員会活動状況の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり課長（川合 俊君） それでは、本日の委員会資料のナンバー 4 をごらんください。

これは、可児市子どものいじめ防止に関する条例の規定によりまして、平成26年度のいじめ防止専門委員会の活動状況等の報告を、いじめ防止専門委員会から市長へ提出したものでございます。

まず最初に、いじめ防止専門委員会の活動報告になります。

いじめの相談等の受け付け状況でございますけれども、平成26年度は新規のいじめの相談、通報を28件受けまして、そのうち25件が終結となりました。残りの3件につきましては、今年度以降も継続的に支援を行っていきます。このほか、委員会にはいじめ以外の相談も8件ございまして、これは全て終結となっております。

続きまして、相談等への対応に関しまして、平成26年度の特徴的な事項といたしましては、いじめる側、これは加害の側でございますけれども、への対応やケアの取り組みを行うようになったこと、関係機関との間での情報共有や支援のあり方などを検討するケース会議の開催がふえたこと、委員の専門性をより生かした対応をとることができるように、委員の担当制の採用などを上げることができます。

次のページをごらんください。お願いします。

いじめ防止専門委員会の開催状況でございますけれども、平成26年度はいじめ防止専門委員会を6回開催いたしました。その中で、いじめの相談や通報を受けた事例の対応についての検討などを行っていただきました。

2番目のいじめ問題対策連絡協議会でございます。これは、平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法に基づきまして条例改正を行い設置したものでございまして、いじめ防止等に関連する機関や団体の連携を図ることを目的といたしまして、代表者会議を平成26年7月に、実務者会議を平成26年5月と平成27年3月の2回、個別ケース検討会議を通年で8回開催いたしました。

3の関係者と委員との懇談ということでございますけれども、平成26年10月に特別顧問である尾木直樹氏との懇談会を行ったことと、平成26年度は7校の小学校に委員が訪問されまして、市として学校から出されたいじめ事案等について、教職員との意見交換などを行いました。

続きまして、次のページに入っておりますけれども、お願いします。

次に、事務局職員の定期的な小・中学校への学校訪問ですが、これは1校当たりですけれども、2カ月に1度程度事務局職員が市内の小・中学校を訪問いたしまして、生徒指導の關係の教職員と学校の児童・生徒の状況及び懸案ケースなどの情報交換を行いました。

最後に、広報・啓発活動についてです。

市内の全小・中学校の新1年生にいじめ防止のパンフレット及びいじめ相談カードを配付いたしました。また、保護者等に対しましては、家庭教育学級や教育講演会などでいじめ防止専門委員会の委員が講師になり講演を行っていただきまして、啓発活動を行っております。

では、次の次のページになりますけれども、実際にいじめの相談の通報があった28件の内容でございます。

まず最初に、受け付けの経路状況でございますけれども、一番多いのが保護者ですね。父親、母親、祖父母の計16件、次に多いのが学校等の6件、その後に福祉事務所2件、近隣・知人2件という状況でございました。

済みません、ページをまためくっていただきまして、いじめ相談の種類別・年齢別の相談状況の受け付けでございます。見ていただくとわかりますように、未就学児童から16歳以上まで相談がありました。

では、また次のページをお願いいたしたいと思います。

続きまして、平成26年度の活動の成果と課題でございます。成果といたしましては、保護者からの相談はもとより、学校や各機関、市民各層からの相談・通報を受けるようになってきたことなどから、いじめ防止委員会の存在と活動が認知され、活用されてきているということが言えるのではないかと考えてございます。

また、最初の活動報告の中でもお話ししましたように、当該事案に係ります関係機関が集まりまして、情報の共有や支援のあり方を検討するケース検討会議の開催や参加が増加しております。その中で、いじめ防止専門委員会がっております専門的知見などを生かすことができたように思います。

課題といたしましては、委員会の活動等につきまして、子供、保護者、学校、教師、職員、市民の方々に対しまして、今まで以上に啓発を行いまして、より広く委員会を認知していただき、早期の相談、早期解決を図ることができるようにすることが重要ではないかと考えております。

最後になります、次のページをごらんください。

平成27年度の活動計画でございます。基本方針とか、取り組みにつきましては、おおむね前年度の取り組みを継続、充実させていただくということでございますので、細かな説明のほうは省かせていただきますが、今後とも通報・相談があった事案等につきまして、一つ一つ丁寧に対応し、解決を支援していくこと、そしていじめ防止の取り組みを市全体に広げていくために、さらなる広報や啓発活動を行っていくことが必要であると考えております。

いじめ防止専門委員会の活動状況の報告としては以上でございます。

委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

委員（小川富貴君） 1点、お尋ねさせていただきます。

こういった形で行政がかなりの形でこの問題に取り組むような仕組みづくりができてきたということだろうと思いますが、旧来の形でいけば、いじめが起こったとき、そういった事案が発生したとき、その内容がすぐに今の稼働し始めている検討委員会ではなく、教育委員会のほうに行ったわけですよ。今、教育委員会と検討委員会はどのような形でこの問題に対して、どちらが、まず検討委員会のほうに行って検討されたことを教育委員会のほうに行くのか、同時にその内容が教育委員会のほうにも行っているのか、そこら辺はどうなのでしょう。

人づくり課長（川合 俊君） いじめの事案につきましては、まずは学校のほうが当然一番身近でございますので対応されます。その中で、例えば解決が困難なケースでありますとか、そういうケースがいじめ防止専門委員会のほうに来るということになっております。まずは学校が対応されるということで、困難なケースにつきましては、いじめ防止専門委員会のほうに来るといような流れになっております。

委員（小川富貴君） ごめんなさい。要するに、学校というふうにおっしゃったのは、学校が管轄したものについては教育委員会のほうに行っているという意味でおっしゃったんですか。私は、教育委員会と今のこの検討委員会で情報がどういうふうになっているのかということをお尋ねしたもんですから。

人づくり課長（川合 俊君） まず、学校でいじめが起こったケースにおきましては、当然教育委員会に報告がされると思います。

それで、説明がちょっと悪かったと思いますけれども、主にいじめ防止専門委員会に上がってくる事案につきましては、先ほど申し上げましたように、保護者等が大変多うございます。ですので、基本的に学校とか、教育委員会に解決を図っていただいていると思いますけれども、そこでもちょっと保護者の方が納得いかない事案につきましては、いじめ防止専門委員会に上がってくるということで、逆にいじめ防止専門委員会に上がってきた事案につきましては、教育委員会のほうと情報共有をいたしまして、解決を図っていくというような形を今とっております。

委員（小川富貴君） いただいた資料の表がございますね。いじめ相談経路別受け付け状況月報の中に、学校等の中で学校が5つあって、教育委員会等が1個あるんですけれども、この「等」というのは何ですか。教育委員会等の「等」って教育委員会なんですか、この1件は。

人づくり課長（川合 俊君） この件は、下に書いてございますけれども、教育研究所から入ってきたということでございます。以上です。

委員（中村 悟君） 済みません、ちょっと教えてください。

表に出てくるいじめと不登校とあって、その他というのが8件ぐらいあるんですが、その

他というのはどんなものをいうのかなあとということと、もう1つ、不登校がゼロというのはいいなあとと思うんですけど、不登校というのは何か何日間という決めがあってあれでしたよね、確か。なので、多少なりとも不登校というようなことがあるのかないのかということだけちょっと確認をしたいんですが。

人づくり課長（川合 俊君） その他のほうでございますけれども、これはいじめとは直接関係ない、例えば家族の問題でありますとか、そういうような問題ということでございます。

あと、不登校のほうでございますけれども、これは、結果的にはいじめ等があって不登校につながるというケースがあるかとは思いますが、主と申しますか、最初の相談がいじめということだったものですから不登校はないということで、結果的にいじめがある状況で不登校につながっていくということは当然ケースとしてはあるとは思っております。以上です。

委員（小川富貴君） ここまでやってこられて感想をお尋ねしたいんですけど、こういう状況では、やっぱり教育委員会では全部を受け取れなかったらというふうな、いわゆる今まで教育委員会に任せてやってきたわけですね。それでも深刻ないじめが起こってきて、こういった組織をつくってやってこられたわけですけど、やってきた中でこういう状況では、やっぱり教育委員会の一つの枠の中では捉え切れなかった。だから、これをつくってよかったというのは、さっきもちょっと説明はしていただいたんですけど、やはりこういう組織があるからこそ教育委員会でこぼれるような、ないしは見逃されるようなものをすくい取ることができるんだというふうに思われるようなことってありますか。

人づくり課長（川合 俊君） 先ほどもちょっと説明させていただいたんですけども、ケース会議がふえたということをお話しさせていただきました。このケース会議というのは、当然教育委員会とか学校もありますけれども、例えばこども課とか、子ども相談センターとか、いろんなところがございます。

ですから、学校だけではなくて、例えば家庭的な背景には親の問題とかがございますので、そういうことを含めまして、やはり幅広い機関で、個人情報のこともありますけれども、情報を共有いたしまして、市の支援のあり方を考えるということは非常に私はいいことではないかというふうには思っております。以上でございます。

委員（山根一男君） いじめ相談経路別受付状況の月報の中で暴力が12件ということですけども、中学校以上、上級になるほど少ないように感じるんですけども、この中でやはり集団のいじめとか、暴力行為とか、そういったことは含まれているのでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） 集団というのはどういうイメージでしょうか、済みません。

委員（山根一男君） 1対何人という形のいじめの相談とかですね。

人づくり課長（川合 俊君） 私が知っている限りだと、例えば暴力行為で1人の者を数人でやるようなことは聞いておりません。

あと、心理的なものにつきましては、例えば無視とか何かがあると思います。そういうのは、集団的なことはあると思いますけれども、委員がおっしゃったようなことはないと思っ

ております。済みません、以上です。

委員（山根一男君） もう1点、ネットいじめというのが全く数に上がってこないんですけど、これは把握できていない、あるいは全くないという、相談としては一件もなかったということで理解していいんですね。

人づくり課長（川合 俊君） はい。そのとおりで、ネットいじめの相談は全くございませんでした。以上です。

委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので質疑を終わります。

では、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時49分

委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、報告事項5．K Y Bスタジアムの利用状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） お配りしました資料番号5をごらんください。

昨年の平成26年4月にオープンいたしましたK Y Bスタジアムが1年を経過しましたので、平成26年度の利用状況を御報告いたします。

まず1、2ページでございますが、これは利用の日数とその利用率をまとめたものでございます。特に、土日の昼間に限りましては99.1%、使われなかった日にちが1日だけというような利用状況でございました。また、2ページは全体のものでございますけれども、昼間・夜間ともに50%を超える利用率がございました。

続きまして、3ページでございます。

市内・市外の利用状況でございますけれども、こちらは市内の方が約80%、市外からも約20%弱の方の利用がございました。特に大学野球や高校野球、そのほか夏に行いましたハワイの大学選抜の野球とか、市外のクラブチーム、高校野球のチーム等が御利用いただいている状況でございます。

続きまして、4ページでございます。

利用種別の件数でございますけれども、やはりああいう形状をしておりますので、野球での利用が47.5%、ソフトボール1.4%、この両方で約半数を占めておりますけれども、雨に影響されないサッカーでも約40%の利用をいただいているという状況でございました。

また、それ以外の利用といたしましては、グラウンドゴルフ、それから地区の運動会、健友連合会の運動会、あと移動児童館、そういったものでの利用をいただきました。

続きまして、5ページでございます。

利用人数につきましては、特に平成26年9月につきましては、プロ野球の2軍戦を行った

関係上、かなり人数がふえておりますけれども、年間を通じまして、かなりの人数の方に利用いただきました。年間で4万81人という利用者がございました。

資料はちょっと飛びますが、8ページをごらんいただきますと、県内の他市町の利用状況の比較をさせていただいております。これを見ていただきましても、やはり人工芝を生かしまして、かなりほかの施設よりも多くの方に利用いただいたんではないかというふうに思っております。

次に、ちょっと戻っていただきまして6ページになりますが、先ほど日数の利用率ということで説明をさせていただきましたが、今度は利用可能な時間から、要するに1日は9時から夜の21時まで利用ができるわけでございますけれども、実際に稼働した時間による率というものを出しております。平日の昼間でも25%、土・日・祝日に限りましては95%の利用がありました。また、平日の夜間も30%を超える利用があったということで、かなりの利用をされておるのではないかとこのように思っております。

全体を通じましてこの1年間、かなり順調な滑り出しをしたんではないかというふうに思っております。ことし以降に関しましても、また全国のいろんな大会を誘致して人口の交流、観光交流ということで、いろんな人に可児市を訪れていただきたいというふうに思っております。

また、ネーミングライツということでK Y Bスタジアムという名前がかなり浸透しております。問い合わせについてもK Y Bということで連絡いただいているような状況でございます。

最後に、後ろに資料編ということでつけさせていただいておりますものにつきましては、新聞等で掲載をしていただいたような情報を、全てではないんですが、このように新聞等に載せていただきましたので、ここで資料としてつけさせていただいております。以上でございます。

委員長（板津博之君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしでよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので質疑を終わります。

では、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時54分

再開 午前9時55分

委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項6．「空家等対策の推進に関する特別措置法」等についてを議題と

いたします。

執行部の説明を求めます。

環境課長（高野志郎君） こんにちは。お願いします。

それでは、資料番号ナンバー6で説明をさせていただきますので、お願いします。

まず1番として、空き家等の対策状況ということで、平成27年4月1日から条例を施行しまして、この間2カ月ほど市の対応をまず御説明させていただきたいと思っています。

平成27年3月議会の委員会でも空き家の実態調査を行うというお話をさせていただきましたけど、平成27年4月から再任用の職員で空き家の調査を開始しております。

番号が書いていないので大変申しわけないんですけど、次を開いていただきますと、外観目視による空き家調査票というのがあると思うんですけど、これは任意で、市でつくらせていただいたんですけど、これをもって空き家の調査を今させていただいておるということです。

下のその他の特記事項の中に数値を上げておりますけど、今、主な自治会の協力を得ながら、空き家バンクの関係で自治会でかなり把握できる場所があったので、そこを中心にとりあえず自治会に協力を依頼しながら職員の足で歩いて調査をしてもらった件数は、2カ月間で352件の空き家があるということで実態調査をしてもらっています。引き続き空き家の実態調査を今後も進めていきます。今回、団地を中心にやらせていただいたのは、自治会でかなり空き家を把握してみえますので、割と期間が短くて、ずうっと回りながらも行ってきたんですけど、これからは旧部落といいますか、そういったところですのでかなり時間がかかってくると思いますので、これを調査して、その後データベース化をしてやっていきたいというふうに思っています。

法の趣旨の中でも実態調査は必要ということでありましたので、一年一年かけてと思えますけど、データベース化するには1年ぐらいかけてやっていきたいというふうに考えておりますので、今そういった状況であります。

続きまして、平成27年5月1日から第1回の空き家対策調整会議、これは環境課、建築指導課、防災安全課ということで会議を開きまして、第2回では、これは書面で行いましたけれども、こういう会議をしています。

別紙をごらんいただきたいと思います。

この会議の中で、個々の事例についてはちょっと細くなるので申し上げられませんが、最初の平成27年4月1日に、今渡、大森というのは前から空き家ということで、通報というか、いただいています。早速これについて対応をどうやってやるかという部分で協議をさせてもらっています。実は、きのうも調整会議をやりまして、今、26件ほどの空き家対策での協議をしております。この表で受け付け日、それから空き家の状況、調査日、それから処理内容というのがあります。処理内容の中で、特に一番最初の今渡、審議会の予定と書いてありますけど、担当課は防災安全課というふうになっております。この審議会については、ここに、下のほうに書いてあるとおり、管理不全が著しいと判断する場合に審議を行う、空き家

等審議会にかけるといふふうになっていますので、あわせて緊急安全措置を行う場合もこの審議会のほうに意見をお聞きしたいということで、今回平成27年6月30日に一応やる予定ですので、そのときに審議会を予定させてもらって議題に上げようといふふうに思っています。

2番目の大森につきましては、経過措置観察ということが書いてあります。これについては、家屋が延焼してリフォームを今行っています。これはどうも調査しておる間に売買契約が結ばれたみたいで、まだ現在空き家状態ですけれども、売買契約が結ばれた状況で経過観察といふふうのうちの方では思っています。

あと、お知らせ文書につきましては、市の基準がありまして、市の基準に満たない、完全な空き家ではない部分がありますけど、判断基準はないけれども、指導をしていこうというのがお知らせということで記載しております。緑色で示したとおり、お知らせ文書を出した2件の方からすぐ改善をしますというようなお話をいただいているというのが表になっております。お知らせ予定は、また今のお話でお知らせ予定ということで、これは環境課のほうでもお知らせをさせていただくといふふうになっております。

それから、あと、順番が飛んで申しわけない。

指導開始もありまして、指導の部分は上から4つ目ですね。下恵土一部崩壊ということで、指導開始を防災安全課のほうでさせていただいておるといふような流れになっています。合計で25件ということで、今こんな表で調整会議を開きながらやっておるといふことです。

今のはリストの中身です。また、御質問があれば後ほどということをお願いします。

その後、平成27年6月10日、おとついですね。国土交通省の主催で空き家等対策の推進に関する特別措置法の説明会がありましたものですから、当初6名で参加する予定でしたけれども、人員の関係で3名、防災安全課、建築指導課、環境課の職員がそれぞれ説明会に参りました。これは、後ほど2番のところちょっとお話しさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それから平成27年6月30日に、先ほど言いましたとおり、担当課は防災安全課ですけれども、可児市空き家等審議会を開催する予定になっております。今、状況については、空き家についてはこんな状況でやらせていただいております。

続けて2番の、先ほど平成27年6月10日に説明会に行きましたけど、ガイドラインについてということで、これ私、まだ実は中身もしっかり読み込んでおりませんが、きょうは1枚新聞のコピーもちょっと配らせていただいております。これがわかりやすかったんで、図式になっているので、これをちょっと出させてもらいましたけど、特にこの中で目安、いわゆる特定空き家の目安ということでこのような位置に6カ所ぐらいを上げているということです。見ていただいたとおり、こういったものが特定空き家といふふう判断目安としてくれということです。

きのうの説明会に行った職員に中身を聞いてみましたところ、条例を施行している市町村においてもこの空き家等対策の推進に関する特別措置法が優先されると。これは当然のこと

すけれども、そういった説明。それと、今回の空家等対策の推進に関する特別措置法に関しては、先ほどの特定空き家に対して指導・勧告・命令の順に要請指導を行うことを中心にしており、それ以外のことは融通を持たせているよという説明があったというふうです。

この融通というのは、法に記載されていないことは市町村の判断で、それぞれのうちの条例や要綱等で自由に補足できるということの説明を受けたということです。法には、よくできる、努めるという文言が当然あるわけですがけれども、これについても取り扱いは市町村で、それぞれ判断してくれというような説明があったということでもあります。

ガイドラインにつきまして、いろいろガイドラインが書いてありますけど、最終判断は地域の特性を踏まえて市町村で判定しろということが主な説明だったということです。ですから、この法もしっかり読み込みながら、その地域の実情に合わせた、特に可児市の実情に合わせながら判断をしていかなあかなあというふうに考えておりますけど、法的な中身はそんな説明ということですので、よろしくをお願いします。以上です。

委員長（板津博之君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

委員（山根一男君） ちょっと教えていただきたいんですけど、2ページ目の調査票の下のところ、調査件数と空き家の件数が違うんですけど、これ調査は、一応空き家と思わしきところを調査したけど空き家じゃなかったということなんですか。

環境課長（高野志郎君） 山根委員がおっしゃるとおりで、地域でお聞きしながらあそこは空き家という話、見に行ったときは空き家でなかったと。外観で、目視でやっていますので、あと隣の人に聞いてもらったりしてやっている限り、こういった数字が出てきたということです。

前、都市計画課が、空き家バンクで多分大学生と一緒にやられたりしていますけど、若干漏れもあったり、いろいろなケース・バイ・ケースがあるので、今回うちの場合は職員さん1人で同じ考えのもとでやっていただきますので、こういった数字が出てきたというふうに考えております。これを先ほど言いましたとおり地図に落とさせていただいて、データベース化をして、3者で共用にしていきたいというふうには考えおります。そういうふうです。

委員（中村 悟君） ちょっと具体的に教えてください。

地元のが出ておったので、指導開始というのが1件だけあるんですが、指導開始というのは具体的にどういうことをやり始めたのかということだけ教えてください。

環境課長（高野志郎君） 指導開始の文書を出させていただくということです。要望事項を文書と写真で指導すると。下のほうに書いてありますけど、写真をつけて指導させていただいておるとということです。

委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

じゃあちょっと、1点だけ私のほうからですがけれども、空き家対応状況リストを見せても

らいますと、基本的にはやっぱり環境課のほうが今担当でやられているということで、きょう建築指導課長もお見えになっているんですけど、今後建築指導課としては実際どういう絡み方をするというか、3課連携していくというのはわかっているんですけども、その部分をちょっとお聞かせ願いたいなあと思うんですけど。

建築指導課長（守口忠志君） 今、私どもの課の役割とさせていただいているところは、主には建築物に対しまして、こちらの新聞に載っていますような建物の傾きとか、外部的に道路へ軒の天井のところ落ちてくるとか、いろんな要因がございますので、そういった要因をその案件ごとに現場を確認させていただいて、それを点数評価しながら空き家のほうの特定をしているところでございます。

委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございますので、質疑を終わらせていただきます。

以降は委員のみで協議を行いますので、執行部の皆さんは御退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

それでは最後に、議会基本条例第11条第3項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。

引き継ぎ事項について御意見はありませんか。

副委員長（山田喜弘君） いろんな課題があると思いますけれども、建設市民委員会としては、今説明を受けた空き家等について、今後市の対応をしっかりと注視して行って、何か議会として対応すべきことがあればしっかり対応するために、さっき言ったように注視していくということを引き継いだらどうでしょうか。

委員長（板津博之君） 副委員長からそういった御意見がありましたが、ほかに引き継ぎ事項。

委員（澤野 伸君） きょうも報告事項でありましたけれども、岐阜県総合教育センター可児分室跡地の購入、平成27年6月の県議会で通る予定ですがけれども、利活用の部分はまだ真っ白のような状況ですので、ぜひK Y Bスタジアムもあることですので、総合的にどういう戦略を持って利用していくかということについても、委員会として執行部のほうとよく話ができるような形をとっていただきたいなあとというふうに思っております。

委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、副委員長から話がありました空家等対策の推進に関する特別措置法、可児市空き家等の適正管理に関する条例の注視ということが1点と、それから岐阜県総合教育センター可児分室跡地利用、利活用について、次期の委員会に引き継ぐということによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ただいま出た意見を委員長・副委員長で取りまとめて、次期建設市民委員会へ引き継ぐことといたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか何かありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ以上で建設市民委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時11分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 6 月12日

可児市建設市民委員会委員長